

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年6月13日

京都市長 門川大作

京都市規則第11号

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員給与条例施行細則の一部を次のように改正する。

別表第2条例別表第1の1の給料表の適用を受ける職員の項中

「

A		7.6
	0	7.6
B		9.6
	0	9.6

を

「

A		6.6
	0	6.6
B		7.6
	0	7.6
C		9.6
	0	9.6

に改め、同表備考2(2の2)中

A 歯科衛生士法第12条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所（修学年数が2年

B A以外の歯科衛生士

以上であるものに限る。）を卒業した歯科衛生士

「A 歯科衛生士法による歯科衛生

を B 歯科衛生士学校養成所指定規

C A及びB以外の歯科衛生士

士学校又は歯科衛生士養成所（いずれも修業年限が3年以上のものに限る。）の卒業者であ
則の一部を改正する省令（平成16年文部科学省厚生労働省令第5号）による改正前の歯

る歯科衛生士（Bに該当する者を除く。）

科衛生士学校養成所指定規則による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所（いずれも修業

年限が2年以上のものに限る。）の卒業者である歯科衛生士 に改める。

」

別表第4 1(2)歯科衛生士の項中

「

A	1	27 (-1)
B	1	23 (-1)

を

」

「

A	1	31 (-1)
B	1	27 (-1)
C	1	23 (-1)

に改め、同表5備

」

考に次のように加える。

- 4 改正薬剤師法附則第3条の規定により免許を取得した薬剤師に係る号給については、10号給とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部給与安全衛生課)